

# 異議申立審査役年次活動報告書

2023年度

国際協力機構  
環境社会配慮ガイドライン  
異議申立審査役

## 異議申立制度について

2010年4月に国際協力機構(以下「JICA」)が公布した「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」<sup>1</sup>(以下「ガイドライン」)の遵守を確保すること等を目的として、2010年4月に公布された「国際協力機構環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」<sup>2</sup>(以下「異議申立手続要綱」)に基づき、JICAの事業担当部署及び環境社会配慮審査部署(以下「事業担当部署」)から独立した「異議申立審査役」(以下「審査役」)が設置されています。

異議申立手続は、(1) JICAによるガイドラインの遵守を確保するため、ガイドラインの遵守・不遵守にかかる事実を調査し、結果を理事長に報告すること、及び、(2) ガイドラインの不遵守又は不遵守が疑われることを理由として生じた協力事業に関する具体的な環境・社会問題にかかる紛争に関して、その迅速な解決のため、申立人及び相手国等(相手国、地方政府を含む相手国政府、借入人又はプロジェクト実施主体者)の合意に基づき、当事者(申立人及び相手国等)間の対話を促進すること、を目的としています。

審査役は、独立性、中立性、効率性、迅速性、透明性の基本原則に則って、その目的の実現を進めることとされています。

## 年次活動報告書について

本活動報告書は、異議申立手続要綱に基づき、2023年度における審査役の活動状況を公表するものです。

異議申立手続要綱や過去の活動状況等については、JICAウェブサイトの「異議申し立て制度」(<https://www.jica.go.jp/environment/objection.html>)をご参照ください。

---

<sup>1</sup> 2022年1月に改正されました。詳しくはJICAのウェブサイト(<https://www.jica.go.jp/environment/guideline.html>)をご参照下さい。

<sup>2</sup> 2022年1月に改正されました。詳しくはJICAのウェブサイト(<https://www.jica.go.jp/environment/objection.html>)をご参照下さい。

## 序 文

本活動報告書は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」に基づき作成されたものです。

異議申立手続要綱が定める審査役の活動の目的は、JICAによるガイドラインの遵守確保のため、ガイドラインの遵守・不遵守にかかる事実を調査すること、また、協力事業に関する環境・社会問題にかかる紛争の迅速な解決のため、当事者間の対話を促進することです。

2023年度においては、3件の異議申立につき予備調査を実施しました。

この場を借りて、異議申立手続に関する活動にご協力頂いたすべての関係者に感謝を申し上げます。

2024年 11月

異議申立審査役

掛川 三千代(かけがわ みちよ)  
創価大学 経済学部 教授

作本 直行(さくもと なおゆき)  
日本貿易振興機構(JETRO)・アジア経済研究所 名誉研究員

村山 武彦(むらやま たけひこ)  
東京科学大学 環境・社会理工学院  
融合理工学系 教授

(五十音順)

## I. 当年度中の活動概要

### 1 受理件数

2023年度における異議申立の受理件数は以下の3件でした。

(1) フィリピン共和国「マニラ首都圏地下鉄事業(フェーズ1)」(有償資金協力)

- i. 異議申立書受理日：2023年8月22日
- ii. 申立の概要：

フィリピン共和国マニラ首都圏で実施中の有償資金協力「マニラ首都圏地下鉄事業(フェーズ1)」に関し、住民移転に係る情報公開や移転住民への補償がJICAの環境社会配慮ガイドラインの非自発的住民移転に関する条項に即した形で行われていないため、申立人は損失を被る、というもの。

(2) カンボジア王国「プノンペン首都圏送配電網拡張整備事業(フェーズ2)」(有償資金協力)

- i. 異議申立書受理日：2023年11月13日
- ii. 申立の概要：

カンボジア王国プノンペン市で実施中の有償資金協力「プノンペン首都圏送配電網拡張整備事業(フェーズ2)」に関し、用地の取得に係る手続がJICA環境社会配慮ガイドラインに即した形で行われていないため、申立人は損失を被る、というもの。

(3) ネパール国「ポカラ上水道改善計画」(無償資金協力)

- i. 異議申立書受理日：2024年2月20日
- ii. 申立の概要：

ネパール国ポカラ市で実施中の無償資金協力「ポカラ上水道改善計画」の用地取得に関連し、JICA の環境社会配慮ガイドラインに即して適切な対応がなされていないため、申立人は損失を被っている、というもの。

### 2 手続開始決定案件数/留保件数/却下件数

2023年度に手続開始決定となった案件はありませんでした。手続開始決定の留保となった案件はフィリピン共和国「マニラ首都圏地下鉄事業(フェーズ1)」の1件、却下となった案件はカンボジア王国「プノンペン首都圏送配電網拡張整備事業(フェーズ2)」の1件でした。(表1. 参照。)

表1. 2023年度の予備調査結果(実施中含む)

案件名	予備調査期間	結果
フィリピン「マニラ首都圏地下鉄事業(フェーズ1)」	2023年8月23日～12月26日	留保
カンボジア「プノンペン首都圏送配電網拡張整備事業(フェーズ2)」	2023年11月14日～12月26日	却下
ネパール「ポカラ上水道改善計画」	2024年2月21日～	2023年度内は未定※

(※ネパール「ポカラ上水道改善計画」は、翌年度の2024年5月に手続開始を決定しました。)

### 3 留保・却下の理由分析

#### (1) フィリピン共和国「マニラ首都圏地下鉄事業(フェーズ1)」(手続開始決定の留保)

異議申立の主たる争点である住民移転に対する補償内容については、フィリピン国の法律に基づく紛争処理手続である用地取得手続(Expropriation Proceedings)において既に係争中であることから、要綱の目的に照らし、この段階で異議申立手続を開始する必要はないと判断し、手続開始の決定を留保することとしました。

(予備調査結果の詳細:

[https://www.jica.go.jp/about/organization/environment/objection/present\\_condition\\_phi02.html](https://www.jica.go.jp/about/organization/environment/objection/present_condition_phi02.html))

#### (2) カンボジア王国「プノンペン首都圏送配電網拡張整備事業(フェーズ2)」(却下)

却下の主な理由として、当該事業の実施機関と影響を受ける住民との間の対話と交渉がまだ初期段階であり、継続される予定であることがあります。このため、本事業実施機関との間の対話を継続し、必要に応じて本事業の苦情処理メカニズムを活用することを申立人に提言しました。また、申立人と事業実施機関が、双方の努力を通じて本件に関する合意に至るべく、誠意をもって交渉を継続することを強く推奨しました。また、本件につきましては、JICA に対しても、本事業が JICA のガイドラインに沿って実施されるように、必要な環境社会配慮のモニタリングと支援を継続することを申し入れました。

(予備調査結果の詳細:

[https://www.jica.go.jp/about/organization/environment/objection/present\\_condition\\_cam01.html](https://www.jica.go.jp/about/organization/environment/objection/present_condition_cam01.html))

#### 4 異議申立にかかる審査役調査報告書の作成

2023年度において審査役調査報告書の作成はありませんでした。

#### 5 ガイドライン不遵守の指摘にかかる分析

該当なし。

#### 6 当事者からの意見書

##### (1) フィリピン共和国「マニラ首都圏地下鉄事業(フェーズ1)」

異議申立に係る手続開始決定の留保について、異議申立人からの意見書の提出はありませんでした。

##### (2) カンボジア王国「プノンペン首都圏送配電網拡張整備事業(フェーズ2)」

異議申立の却下について、異議申立人からの意見書の提出はありませんでした。

#### 7 その他

フィリピン共和国「マニラ首都圏地下鉄事業(フェーズ1)」に関する異議申立書は、2021年7月にJICAフィリピン事務所に提出されましたが、同事務所から異議申立審査役には転送されなかったことが判明しました。この点について、今後事務所宛に異議申立書の送付があった場合には、異議申立審査役とも速やかに情報共有していただくよう申し入れを行い、2024年1月18日付の文書<sup>3</sup>に基づいてご対応いただくことになりました。

## II. 他の機関との連携・協調

### 1 IAMnet

独立アカウンタビリティ・メカニズム・ネットワーク(Independent Accountability Mechanisms Network: IAMnet)は、国際金融機関・開発援助機関における環境社会配慮にかかるアカウンタビリティ及びコンプライアンスの強化に携わっている実務者が、定期的に意見交換を行うためのネットワークです。JICAの異議申立審査役・事務局は、2016年よりオブザーバーとしてIAMnet年次総会に参加し、2019年6月から正式にIAMnetに加盟しています。

2023年10月4日から6日にかけて、欧州復興開発銀行(European Bank for Reconstruction

<sup>3</sup> [https://www.jica.go.jp/about/policy/environment/objection/\\_icsFiles/afieldfile/2024/01/15/sinritu.pdf](https://www.jica.go.jp/about/policy/environment/objection/_icsFiles/afieldfile/2024/01/15/sinritu.pdf)

and Development)のIndependent Project Accountability Mechanismの主催により、IAMnetの年次総会が英国ロンドン市で開催され、掛川審査役、作本審査役、村山審査役が参加しました。年次総会では、事業担当部署や顧問弁護士とIAMとの関係や、ジェンダーに基づく暴力への対応、協力事業によって被害を受けた人々の救済にかかる課題、異議申立を行った人々に対する報復の回避や対処方法等について、情報共有や協議が行われました。また、10月5日には市民社会組織(Civil Society Organizations)とIAMnetとの円卓会議が開催されました。これら会議への参加により、審査役は、国際金融機関、海外の開発援助機関、市民社会組織との情報共有と連携強化に取り組みました。

## 2 GRAM Partnership

苦情処理メカニズム及びアカウンタビリティ・メカニズム・パートナーシップ(Grievance Redress and Accountability Mechanisms Partnership: GRAM Partnership)は、緑の気候基金(Green Climate Fund: GCF)の独立救済メカニズム(Independent Redress Mechanism: IRM)が設立したネットワークです。IRMは、GCFが被援助国における事業の実施主体者として認証したダイレクトアクセス機関(Direct Access Entities)の環境社会配慮にかかる苦情処理メカニズム及び独立査察制度を強化するとともに、その活動から得た知見を、JICAを含む認証機関(Accredited Entities)と共有する役割<sup>4</sup>を担っています。JICAの異議申立審査役・事務局はGRAM Partnershipに加盟しており、協議やセミナー<sup>5</sup>への参加等を通して、GCFを含む他機関の苦情処理メカニズム及び独立査察制度との協調・連携の強化を図っています。

## III. 運営実施体制

### 1 異議申立審査役

異議申立審査役は、異議申立手続要綱に則り、学識経験者、産業界、日本国政府、開発途上国政府、NGO等から構成される選考委員会によって選ばれ、JICA理事長によって委嘱されています。

同要綱上、審査役は2名ないし3名置くとされています。2021年9月1日付で村山武彦(東

<sup>4</sup> Green Climate Fund (2022), *Providing Leadership to the Rising Grievance Redress and Accountability Mechanisms (GRAMs) Community of Practice: Concept Note*, p. 4.

<sup>5</sup> 2023年度には、以下のウェビナーが開催されました。「Remedy in Development Finance」、「Worker Rights and Grievance Redress Mechanisms」、「The 2023 OECD Guidelines for Multinational Enterprises on Responsible Business Conduct」。

京工業大学環境・社会理工学院融合理工学系教授)、2022年7月1日付で掛川三千代審査役(創価大学経済学部教授)と作本直行審査役(日本貿易振興機構・アジア経済研究所名誉研究員)が審査役に委嘱されています。

## **2 異議申立審査役事務局**

JICAは、審査役の職務の補助、及び審査役に関する事務の処理のために、異議申立手続要綱に基づき、事務局を設置しています。

以 上